

## 第1章 計画の概要



# 1 計画策定の背景

---

わが国では、平均寿命が延びる一方で、壮年期や高齢期においてがんや脳卒中、糖尿病等の生活習慣病にかかる人の割合が増加する傾向にあり、国では平成12年3月、『21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）』を策定し、「壮年期死亡の減少」、「健康寿命の延伸」、「生活の質の向上」を目的として、従来にも増して発症そのものを予防する「一次予防」に重点を置いた対策の推進を打ち出しました。それを受けて、埼玉県においても、同13年10月に『すこやか彩の国21プラン』を策定しました。同計画は「すこやか県民の実現」を目的とし、行政・企業・民間団体が一体となって実施するものとされました。

また、『健康日本21』を推進するため、国ではさらに「健康増進法」を制定して、平成15年5月より施行しています。

合併前の旧春日部市においても、平成14年3月、地域社会全体で住民の健康の保持・増進を支援し、より良い健康水準の達成をめざしていくため、『春日部市健康づくり計画 かすかびあんすこやかプラン 2011』を策定しました。一方、旧庄和町においては、平成15年3月に『健康しょうわ21 いきいきプラン』を策定し、町民の健康づくりの取り組みを進めました。

その後、平成17年7月に、健全な心身を培い豊かな人間性を育む食育の推進について定めた「食育基本法」が施行され（翌年3月、『食育推進基本計画』策定）、平成20年度からは、メタボリックシンドロームに着目した「特定健康診査・特定保健指導」等が開始されました。さらに、国においては、同23年度からの『第2次食育推進基本計画』、25年度からの『健康日本21（第2次）』が策定されています。他方、平成17年10月、旧春日部市と旧庄和町の合併によって春日部市が誕生し、それを機に計画についても統合が行われ、上記『春日部市健康づくり計画』（第1次）は、国・県の計画の期間延長との整合性を図るためにその計画期間を2年延長しましたが、25年度末で計画期間終了を迎えることとなります。

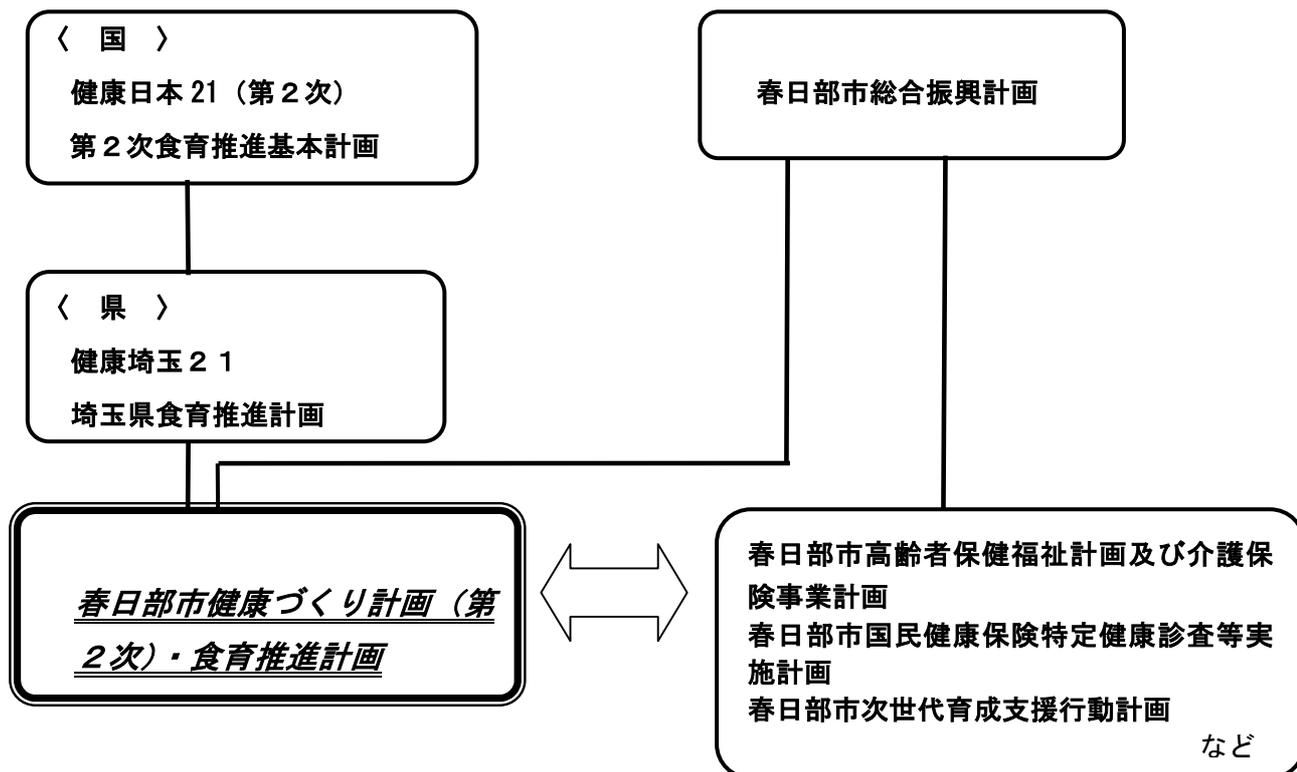
そこで、計画期間中の施策や事業、数値目標等の進捗、達成状況の調査・確認・評価を行うとともに、国・県の動向を踏まえた上で、第2次の「健康づくり計画」および、本市として初めての計画となる「食育推進計画」を、一体的に策定することにしました。

## 2 計画策定の目的

- 「一次予防」を重視した健康づくり施策や「市民主体の健康づくり」を総合的に推進するとともに、胎児期（妊娠期）・乳幼児期から取り組み始め各ライフステージをつなぐ「食育」の推進を図り、市民一人ひとりが地域の中で、自分らしく心豊かに生活できるようにしていくことを目的として、本計画を策定しました。

## 3 計画の性格と位置づけ

- ◇本計画は、健康増進法に規定する「市町村健康増進計画」（『健康日本 21』地方計画）と食育基本法の規定による「市町村食育推進計画」とを総合的・一体的に策定した計画です。
- ◇市民一人ひとりの主体的な健康づくりの取り組みと、その活動を社会全体で支えていくための諸活動の指針となる計画です。
- ◇『春日部市総合振興計画』（後期基本計画）およびその後継計画の部門計画として策定し、本市の地域特性を反映して目標を設定し、実現に向けて取り組んでいくものです。
- ◇国、埼玉県それぞれが策定した関連の指針、計画等や、『春日部市国民健康保険特定健康診査等実施計画』、『春日部市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画』など市が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。



## 国や埼玉県にはどんな計画があるの？

## 《 国 》

## ●21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21（第2次））：平成25～34年度

すべての国民が共に支え合い、健康で暮らせる社会を目指した国民運動で、健康増進に関する基本的な方向として、①健康寿命の延伸と健康格差の縮小、②生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底（NCD（非感染性疾患）の予防）、③社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上、④健康を支え、守るための社会環境の整備、⑤栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善が掲げられ、それぞれ具体的な目標が設定されています。

## ●第2次食育推進基本計画：平成23～27年度

第2次計画では、『周知』から『実践』をコンセプトに、①生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進、②生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進、③家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進の3つが重点課題として掲げられています。

## 《埼玉県》

## ●健康埼玉21～健康長寿埼玉の実現に向けた基本的な方針～：平成25～34年度

国の健康日本21（第2次）を受け、県が10年間に目指す方向を定めたもので、県民一人一人がいつまでも健康を実感しながら、生き生きとした生活を送ることができる健康長寿埼玉の実現を目指し、①健康寿命の延伸と健康格差の縮小、②生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、③栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善、④社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上、⑤健康を支え、守るための社会環境の整備の5つの柱を基本方針としています。

## ●埼玉県健康長寿計画：平成25～27年度

上記「健康埼玉21」の実現のため、県健康増進計画として策定されており、「最終目標」（計画の一番大きな指標）、「目標」（最終目標の状況を計る死亡率や生活の質の維持に関する指標）、「施策指標」（最終目標、目標の達成に必要な個人の行動変容や社会環境の整備に関する指標）の3段階の指標が設定されています。また、「健康長寿埼玉プロジェクト」として、①市町村における取組（「健康長寿モデル事業」の推進・拡大）、②企業・団体における活動促進、③県民の皆さんの健康づくりの支援、④特定健診受診キャンペーンなど啓発活動の実施が行われています。

## ●埼玉県食育推進計画：平成25～27年度

「食育で豊かな健康づくり」を基本理念に、①健全なからだを育む「食育が健康づくりの第一歩」、②豊かな心を培う「食育で心豊かな人づくり」、③正しい知識を養う「家族で意識『食の安全』」の3つの基本方針を掲げ、食育に関する分かりやすい目標を設定し、取組が進められています。

## 4 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 26 (2014) 年度から平成 35 (2023) 年度までの 10 か年とし、中間の平成 30 (2018) 年度に計画の評価・見直しを行うことを予定します。

なお、上記期間中でも、社会経済情勢の変化等により必要が生じれば、それに応じて部分的変更、見直し、追加等を行うこととします。

また、最終年度に「最終評価」を実施し、結果を次期計画に反映させます。

	平成 25年 度	平成 26年 度	平成 27年 度	平成 28年 度	平成 29年 度	平成 30年 度	平成 31年 度	平成 32年 度	平成 33年 度	平成 34年 度	平成 35年 度	平成 36年 度
	春日部市総合振興計画					次期計画						
春日部市	前計画											
	評価・見直し	春日部市健康づくり計画（第2次）・食育推進計画										
国						評価・見直し					評価・見直し	次期計画
				健康日本 21（第2次）								
埼玉県	第2次食育推進基本計画											
				健康埼玉 21								
	埼玉県健康長寿計画（県健康増進計画）											
	埼玉県食育推進計画											